



総務省

改正放送法の施行に伴う 放送法施行規則の一部改正等について

令和 6 年 7 月
総務省

省令案等の概要

意見募集期間：令和6年7月10日（水）～8月8日（木）

○ 放送法施行規則の一部を改正する省令案

（１）見逃し配信の期間

放送番組の同時・見逃し配信の必須業務化に伴い、見逃し配信の期間を規定 ⇒ 「１週間」

（２）番組関連情報の業務規程

番組関連情報の業務規程の記載事項（業務の種類・内容・実施方法、法定の要件を満たすために講じる措置など）を規定（その他に、公正な競争の確保に支障が生じないことを確保するための措置が適切であるものとの協会における判断の際に必要な事項を記載した書類の添付 等）

（３）その他所要の改正

- ① 放送番組の同時・見逃し配信や番組関連情報の配信に要する費用の適正性・透明性を確保するため、収支予算書等における記載事項を規定
⇒ 一般勘定（受信料財源）において、必要的配信・任意的配信の別の費用、必要的配信について放送番組の配信に係る費用と番組関連情報の編集・配信に係る費用を明記
- ② 試行的受信における品質制限措置を規定
⇒ 配信する放送番組等の影像に試行的受信措置を講じたものであることが分かる情報の表示等
- ③ 法改正に伴い受信契約の条項に定める事項を規定
- ④ その他規定の整備（法改正に伴う引用条項や用語の整理等）

○ 日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案

（日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドラインの改定）

協会のインターネット活用業務に係る規定の改正（用語の規定や条項の移動・削除等）に伴い、所要の改定を行うもの

令和 6 年 7 月 9 日

放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集

総務省は、第 213 回国会において成立した放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号）の施行に必要となる省令等の整備に関し、放送法施行規則の一部を改正する省令案及び日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案を作成しました。

つきましては、これらの案について、令和 6 年 7 月 10 日（水）から令和 6 年 8 月 8 日（木）までの間、意見募集を行います。

1 概要

放送法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

今般、改正法の施行に必要となる関係規定の整備として、日本放送協会の放送番組や番組関連情報のインターネット配信に係る業務の必須業務化に伴う規定の整備等を行うため、「放送法施行規則の一部を改正する省令案」（別紙 1）及び「日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案（日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドラインの改定）」（別紙 2）を作成しましたので、これらの案（以下「改正案」という。）に対して意見募集を行います。

2 意見公募手続

（1）意見募集対象

- ・ 放送法施行規則の一部を改正する省令案（別紙 1）
- ・ 日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案（別紙 2）

（2）参考資料

放送法施行規則の一部を改正する省令案等の概要（別紙 3）

（3）意見提出期間

令和 6 年 7 月 10 日（水）から令和 6 年 8 月 8 日（木）まで＜必着＞（郵送による提出の場合、締切日の消印有効とします。）

詳細については、意見公募要領（別紙 4）を御覧ください。

3 今後の予定

改正案については、意見募集の結果及び電波監理審議会への諮問に対する同審議会の答申の結果を踏まえ、所要の手続を速やかに進める予定です。

4 資料の入手方法

関係資料については、e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。また、総務省情報流通行政局放送政策課（総務省 11 階）において閲覧に供するとともに配布します。

【連絡先】

総務省情報流通行政局放送政策課

電 話：０３－５２５３－５７７７（直通）

E-mail：housou-hourei_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

○総務省令第 号

放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 「第一章・第二章 略」 第三章 日本放送協会等 第一節 通則（第十条） 第二節 業務（第十条の二―第十六条） 「第三節―第六節 略」 「第四章―第九章 略」 附則 第三章 日本放送協会等 第二節 業務 （必要的配信を行う放送番組の放送の日からの期間） 第十条の二 法第二十条第一項第四号の総務省令で定める期間は、同号の放送番組を放送した時刻の属する日から起算して一週間を経過する日の当該放送番組を放送した時刻と同じ時刻までの間とする。 「削る」	目次 「第一章・第二章 同上」 第三章 日本放送協会等 第一節 「同上」 第二節 業務（第十一条―第十六条） 「第三節―第六節 同上」 「第四章―第九章 同上」 附則 第三章 「同上」 第二節 「同上」 「新設」 （実施基準の記載事項） 第十二条の二 法第二十条第十二項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 法第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項 二 インターネット活用業務の経理に関する次の事項 イ 第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法 ロ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法 ハ 区分経理の実施の適正を確保するための措置 ニ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項 三 法第二十条第十六項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項 四 前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十条第二十項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項 五 その他インターネット活用業務に関し必要な事項 （実施基準の認可申請） 第十二条の三 法第二十条第十二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。 一 定め又は変更しようとする実施基準及びその概要 二 定め又は変更しようとする理由 三 実施しようとする期日 2 前項の申請書には、インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。

「削る」

(業務の認可申請)
第十三条 法第二十条第十二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

「一〇六 略」

(業務規程の記載事項等)

第十三条の二 法第二十条の四第一項に規定する業務規程には、次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。

一 番組関連情報配信業務（法第二十条の四第一項に規定する「番組関連情報配信業務」をいう。以下この条において同じ。）の種類

(実施計画の記載事項等)

第十二条の四 法第二十条第十六項の実施計画には、同条第十二項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。

一 インターネット活用業務の種類

二 インターネット活用業務の内容

三 インターネット活用業務の実施方法

四 インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項

イ 日本放送協会（以下「協会」という。）のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務であつて、法第七十三条第二項第一号に掲げる業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細

ロ 有料インターネット活用業務（法第七十三条第二項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細

五 法第二十条第二項第二号の業務（以下「二号業務」という。）に関する料金その他の提供条件に関する事項

六 インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項

七 インターネット活用業務の経理に関する次の事項

イ 第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法

ロ 第三十二条第五項の費用の整理に関する計算方法

ハ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法

ニ 区分経理の実施の適正を確保するための措置

ホ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項

八 その他インターネット活用業務に関し必要な事項

2 法第二十条第十六項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(業務の認可申請)

第十三条 法第二十条第二十一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

「一〇六 同上」

「新設」

二 番組関連情報配信業務の内容	三 番組関連情報配信業務の実施方法（番組関連情報配信業務の実施に要する費用の規模を含む。）	四 前各号に掲げる事項が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであるようにするための措置	五 番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることを確保するための措置	六 番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信（法第二条第三十一号に規定する配信をいう。以下同じ。）の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことを確保するための措置及び当該措置が適切であるものと判断する理由	七 法第二十条の四第四項に規定する評価の方法	2 法第二十条の四第一項の規定による届出をする場合には、次に掲げる書類を添付するものとする。	一 前項第六号に規定する判断の際に必要なとなつた事項（法第二十条の三十項前段に規定する措置（第十四条の二において「試行的受信措置」という。）を講ずる場合における当該措置に関する事項を含む。）を記載した一切の書類	二 その他参考となるべき事項を記載した書類	（協会の子会社）	第十四条 法第二十条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、日本放送協会（以下「協会」という。）が他の会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。	2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。	一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権等の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項及び第十五条第二項第四号イにおいて同じ。）の計算において所有している議決権等の数の割合が百分の五十を超えている場合	「イ」ニ 略	「一」三 略	（配信の品質制限措置）	第十四条の二 法第二十条の三十項の総務省令で定める措置は、次のいずれかとする。	一 試行的受信措置を講ずる放送番組又は番組関連情報（法第一条第三十二号に規定する番組関連情報をいう。以下同じ。）について、当該措置を講じたものであることが分かる情報を、利用者の通信端末機器の映像面に表示される当該放送番組又は当該番組関連情報を構成す					
------------------------	--	---	---	---	-------------------------------	---	--	------------------------------	-----------------	--	---	---	---------------	---------------	--------------------	--	---	--	--	--	--	--

									（協会の子会社）	第十四条 法第二十条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、協会が他の会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。	2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。	一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権等の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項及び次条第二項第四号イにおいて同じ。）の計算において所有している議決権等の数の割合が百分の五十を超えている場合	「イ」ニ 同上	「一」三 同上			【新設】					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------	--	---	---	----------------	----------------	--	--	-------------	--	--	--	--	--

2	る影像（文字、図形その他の影像を含む。）に相当程度の大きさにより常に表示する措置
	二 前号に定める措置に類するものであつて、試行的受信措置を講じた放送番組又は当該番組関連情報であることが分かる情報を利用者が確実に閲覧することを確保するための措置
2	協会は、公衆の生命又は身体、安全の確保のために必要な情報に係る放送番組及び番組関連情報については、前項各号に規定する措置を講ずることなく、試行的受信措置を講ずることができる。
	（実施基準の記載事項）
第十四条の三	法第二十一条の二第一項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
	一 任意的配信業務（法第二十一条の二第一項に規定する任意的配信業務をいう。以下同じ。）に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
二	任意的配信業務の経理に関する次の事項
	イ 第三十二条各項の規定による任意的配信業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
ロ	任意的配信業務の実施に要する費用の開示方法
	ハ 区分経理の実施の適正を確保するための措置
ニ	その他任意的配信業務の経理に関し必要な事項
	三 法第二十一条の二第五項の実施計画の実施の状況に関する事項
四	その他任意的配信業務に関し必要な事項
	（実施基準の認可申請）
第十四条の四	法第二十一条の二第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。
	一 定め又は変更しようとする実施基準及びその概要
二	定め又は変更しようとする理由
	三 実施しようとする期日
2	前項の申請書には、任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。
	（実施計画の記載事項等）
第十四条の五	法第二十一条の二第五項の実施計画には、同条第一項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施する任意的配信業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。
	一 任意的配信業務の種類
二	任意的配信業務の内容
	三 任意的配信業務の実施方法
四	任意的配信業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項
	イ 受信料財源任意的配信業務（任意的配信業務であつて、法第七十三条第二項第一号に掲げる業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細
ロ	有料任意的配信業務（法第七十三条第二項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）の

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

	五	実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細
		法第二十条第二項第二号の業務（以下「二号業務」という。）に関する料金その他の提供条件に関する事項
	六	任意的配信業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
		七 任意的配信業務の経理に関する次の事項
	イ	第三十二条各項の規定による任意的配信業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
		ロ 第三十二条第六項の費用の整理に関する計算方法
	ハ	任意的配信業務の実施に要する費用の開示方法
		ニ 区分経理の実施の適正を確保するための措置
	ホ	その他任意的配信業務の経理に關し必要な事項
		ハ その他任意的配信業務に關し必要な事項
2	1	法第二十一条の二第五項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする
		第三節 経営委員会
	第十八条	（意見の求め） 「略」
		2 経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第一号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第三号に掲げる事項にあつては当該事項の案及び任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
	一	法第七十一条の二第一項に規定する中期経営計画
		二 法第六十四条第八項第二号に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十条第四項の規定により定められた受信料の額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）
	三	法第二十一条の二第二項に規定する実施基準（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）
		四 その他経営委員会が定める事項
	[3～9 略]	第四節 受信料等
		（特定受信設備の範囲）
	第二十一条	法第六十四条第八項第三号に規定する特定受信設備には、放送を受信する受信機に接続する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。

	第十八条	（意見の求め） 「同上」
		2 経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第一号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第三号に掲げる事項にあつては当該事項の案及びインターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
	一	「同上」
		二 法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十条第四項の規定により定められた受信料の額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）
	三	法第十二条第十二項に規定する実施基準（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）
		四 「同上」
	[3～9 同上]	第四節 「同上」
		（特定受信設備の範囲）
	第二十一条	法第六十四条第一項に規定する特定受信設備には、放送を受信する受信機に接続する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。

(受信料の免除の基準の認可申請) 第二十二條 法第六十四條第四項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。 〔一〇四 略〕 (受信契約の条項に定める事項) 第二十三條 法第六十四條第五項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 受信契約の種別に関する事項 二 法第六十四條第二項第二号に規定する受信契約の締結をする必要がない者に関する事項 三 法第六十四條第八項第五号ロに規定する基準に関する事項 四〇十一 〔略〕 (割増金の額に係る倍数) 第二十三條の二 法第六十四條第六項に規定する総務省令で定める倍数は、二とする。 (受信契約の条項の認可申請) 第二十四條 法第六十四條第五項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。 〔一〇四 略〕 第五節 財務及び会計 (事業計画の記載事項) 第二十七條 法第七十條第一項の事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 〔一〇三 略〕 四 受信契約件数 (1) 有料契約見込件数 (次のそれぞれについて、前年度の契約件数を付記して前年度との比較増減を記載すること。) 年度初めの契約件数 年度内の新規契約件数 年度内の解約件数 年度内の増加 (又は減少) 契約件数 (2) 受信料免除見込件数 (有料契約見込件数に準じて記載すること。) 〔五・六 略〕 (業務報告書の記載事項) 第三十條 法第七十二條の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 事業の概況 (協会の沿革、設立根拠法律、主管省庁名、協会が対処すべき課題を含む。) 二 放送番組の概況 (番組関連情報の概況及び法第二十條の四第一項に規定する業務規程の遵守状況を含む。) 三 放送番組に関する世論調査及び研究 〔四〇十二 略〕	
---	--

(受信料の免除の基準の認可申請) 第二十二條 法第六十四條第二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。 〔一〇四 同上〕 (受信契約の条項に定める事項) 第二十三條 法第六十四條第三項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 〔同上〕 二 法第六十四條第一項ただし書に規定する受信契約を締結する必要がない場合に関する事項 〔新設〕 三〇九 〔同上〕 (割増金の額に係る倍数) 第二十三條の二 法第六十四條第四項に規定する総務省令で定める倍数は、二とする。 (受信契約の条項の認可申請) 第二十四條 法第六十四條第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。 〔一〇四 同上〕 第五節 〔同上〕 (事業計画の記載事項) 第二十七條 〔同上〕 〔一〇三 同上〕 四 〔同上〕 (1) 〔同上〕 (2) 受信料免除見込件数 有料契約見込件数に準じて記載すること。 〔五・六 同上〕 (業務報告書の記載事項) 第三十條 〔同上〕 一 〔同上〕 二 放送番組の概況 三 〔同上〕 〔四〇十二 同上〕	
---	--

(区分経理の方法) 第三十二条 協会は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。 一 法第二十条第一項及び第二項の業務（次号に掲げるものを除く。） 一般勘定 二 有料任意的配信業務 有料任意的配信業務勘定 三 法第二十条第三項の業務 受託業務等勘定 2 協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、必要的配信業務（法第二十条の三第一項に規定する必要的配信業務をいう。以下同じ。）に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。 一 放送番組の配信に係る費用 二 番組関連情報の編集及び配信に係る費用 3 協会は、第一項第一号に掲げる業務のうち、受信料財源任意的配信業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。 一 二号業務に係る費用 二 法第二十条第二項第三号の業務（以下「三号業務」という。）に係る費用 4 協会は、有料任意的配信業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。 一 二号業務に係る費用 二 三号業務に係る費用 5 協会は、前四項の規定により、業務ごとに区分して経理を整理しようとするときは、当該業務に係る費用について、別表第二号の二に掲げる方法によるほか、適切な方法により整理しなければならない。 6 前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十四条の五第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。 7 協会は、毎事業年度の開始前及び終了後に、当該事業年度に実施する又は実施した任意的配信業務の経理を第一項、第三項及び第四項の規定により整理した結果について、別表第三号の二に定める様式による受信料財源任意的配信業務に係る費用の明細及び別表第三号の三に定める様式による有料任意的配信業務に係る費用の明細を記載した書類を作成しなければならない。 (財務諸表の様式) 第三十四条 法第七十四条第一項の毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び前条に規定する書類は、別表第三号に定める書式により調製するものとする。 〔2 略〕 3 法第七十四条第一項の説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。	
(区分経理の方法) 第三十二条 「同上」 一 「同上」 二 有料インターネット活用業務 有料インターネット活用業務勘定 三 「同上」 〔新設〕 2 協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、受信料財源インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。 一 「同上」 二 二号業務のうち、常時同時配信等業務に係る費用 三 「同上」 3 協会は、有料インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。 一 「同上」 二 「同上」 4 協会は、前三項の規定により、業務ごとに区分して経理を整理しようとするときは、当該業務に係る費用について、別表第二号の二に掲げる方法によるほか、適切な方法により整理しなければならない。 5 前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目）ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した一覧表を含む。第十二条の四第一項第七号ロ及び第三十四条第三項第四号ネにおいて同じ。）を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。 6 協会は、毎事業年度の開始前及び終了後に、当該事業年度に実施する又は実施したインターネット活用業務の経理を第一項から第三項までの規定により整理した結果について、別表第三号の二に定める様式による常時同時配信等業務その他の受信料財源インターネット活用業務に係る費用の明細及び別表第三号の三に定める様式による有料インターネット活用業務に係る費用の明細を記載した書類を作成しなければならない。 (財務諸表の様式) 第三十四条 「同上」 〔2 同上〕 3 「同上」	

「一〃三 略」 四 資産及び負債並びに損益の状況（次のいずれかにより、別表第三号の財産目録の表の内訳の欄を区分経理された各勘定別に明らかにすること。） 「イ〃タ 略」 レ 別表第三号の二に定める様式による<u>受信料財源</u><u>任意的配信業務</u>に係る費用の明細 ソ 別表第三号の三に定める様式による<u>有料任意的配信業務</u>に係る費用の明細 ツ 第三十二条各項の規定による<u>必要的配信業務</u>及び<u>任意的配信業務</u>その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法 「ネ〃ラ 略」 「五〃十一 略」 第六節 雑則 （情報提供の方法及び範囲） 第五十五条の二 法第八十四条の二第一項に規定する情報の提供は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットを利用して利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供する方法により行うものとする。 2 法第八十四条の二第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。 一 協会の組織に関する次に掲げる情報 「イ〃ト 略」 二 協会の業務に関する次に掲げる情報 「イ〃ホ 略」 ヘ 法第二十一条の二第一項の実施基準（<u>任意的配信業務</u>の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の関連する資料を含む。）、同条第五項の実施計画及び二号業務に関する料金その他の提供条件 ト 法第六十四条第八項第二号に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（関連する資料を含む。）、受信料の徴収に関する業務に関する情報その他の受信料に関する情報 「チ〃リ 略」 ヌ 経営委員会及び理事会の議事録並びに受信料、<u>任意的配信業務</u>その他の協会の重要事項に関する学識経験を有する者によつて組織する委員会その他の会合の規程又は要綱、議事録又は議事の概要その他の資料 「ル〃ヨ 略」 三 協会の財務諸表、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及びこれらに関する説明書をいう。以下この条において同じ。）、経理に関する規程その他の協会の財務に関する基礎的な情報 四 協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報 イ 法第二十一条の二第五項の実施計画の実施の状況に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報	「一〃三 同上」 四 「同上」 「イ〃タ 同上」 レ 別表第三号の二に定める様式による<u>常時同時配信等業務</u>その他の<u>受信料財源</u><u>インターネット活用業務</u>に係る費用の明細 ソ 別表第三号の三に定める様式による<u>有料インターネット活用業務</u>に係る費用の明細 ツ 第三十二条各項の規定による<u>インターネット活用業務</u>その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法 「ネ〃ラ 同上」 「五〃十一 同上」 第六節 「同上」 （情報提供の方法及び範囲） 第五十五条の二 「同上」 2 一 「同上」 「イ〃ト 同上」 二 「同上」 「イ〃ホ 同上」 ヘ 法第二十条第十二項の実施基準（<u>インターネット活用業務</u>の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の関連する資料を含む。）、同条第十六項の実施計画及び二号業務に関する料金その他の提供条件 ト 法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準（関連する資料を含む。）、受信料の徴収に関する業務に関する情報その他の受信料に関する情報 「チ〃リ 同上」 ヌ 経営委員会及び理事会の議事録並びに受信料、<u>インターネット活用業務</u>その他の協会の重要事項に関する学識経験を有する者によつて組織する委員会その他の会合の規程又は要綱、議事録又は議事の概要その他の資料 「ル〃ヨ 同上」 三 「同上」 四 「同上」 イ 法第二十条第十六項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料、同条第二十項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の
---	--

〔ロ〕へ 略〕
五 法第八十四条の二第一項第三号に規定する法人に関する次に掲げる情報（次条第二号に掲げる法人にあつては、イからホまで及びワに掲げるもの）
〔イ〕ワ 略〕
附 則

〔削る〕

状況の評価に関する情報

〔ロ〕へ 同上〕

五 〔同上〕

〔イ〕ワ 同上〕

附 則

2〕（財務諸表の様式の特例）

平成二十七年から令和三年までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中「

未払消費税等

「とあるのは」

未払消費税等

東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

「と、」

国際催事放送権料引当金

「とあるのは」

国際催事放送権料引当金

東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

「と、」

国際催事放送権料引当金

東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

「と、」

国際催事放送権料引当金

東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

「と、」

国際催事放送権料引当金

東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

「と、」

国際催事放送権料引当金

東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

「と、」

国際催事放送権料引当金

東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

「と、」

国際催事放送権料引当金

「とあるのは」			
国際催事放送権料引当金			
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金			

「と」、「国際催事放送権料引当金の増減額」とあるのは「国際催事放送権料引当金の増減額／東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額／」とする。

(新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例)

経営委員会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症に起因する事情により、法第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準の変更（受信契約者の負担を軽減するためのものに限る。）を議決しようとする場合であつて、公益上、緊急に議決する必要があるため、第十八条第二項の規定による手続を実施することが困難であるときには、当該手続を要しない。この場合において、経営委員会は、当該手続を実施しないで議決したときには、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 議決した事項の題名

二 第十八条第二項の規定による手続を実施しなかつた旨及びその理由

別表第二号（第26条関係）

予 算 の 科 目

（一般勘定）
（事業収支）

款	項	説 明
事業収入	受信料 交付金収入 副次収入 財務収入	国際放送関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金 経常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入 預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入 経常収入であつて他の項に属さないもの 固定資産売却益その他の経常収入以外の収入
事業支出	雑収入 特別収入 国内放送費 国際放送費	国内放送の放送番組の編集及び送信に要する経費 国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の経費

【脚2】

別表第二号（第26条関係）

予 算 の 科 目

（一般勘定）
（事業収支）

款	項	説 明
事業収入	受信料 交付金収入 副次収入 財務収入	国際放送又は配信関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金 経常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入 預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入 経常収入であつて他の項に属さないもの 固定資産売却益その他の経常収入以外の収入
事業支出	雑収入 特別収入 国内放送費 国際放送費	国内放送の放送番組の編集及び送信に要する経費 国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の経費

事業収支差金		編集及び送信に要する経費
国内放送番組等配信費 必要的配信費 受信料財源任意的配 信費 国際放送番組等配信費 必要的配信費 受信料財源任意的配 信費		受信料財源配信（必要的配信及び受信料財源 任意的配信をいう。以下同じ。）に係る国内 放送の放送番組の配信並びに番組関連情報 の編集及び配信に要する経費 受信料財源配信に係る国際放送及び協会国際 衛星放送の放送番組の配信並びに番組関連情 報の編集及び配信に要する経費
契約収納費 受信対策費 広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 財務費 特別支出 予備費		受信契約及び受信料収納に要する経費 受信改善及び受信相談業務に要する経費 事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する 経費 放送及びその受信の進捗発達に必要な調査研 究に要する経費 役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与その 他の名目・支払方法を問わず協会と職員の間 の雇用契約に基づき支払われる全てのもの （退職給付費用及び役員退任に要する経費を 除く。） 退職給付費用及び役員退任に要する経費、社 会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並 びに法定外の福利厚生に要する経費 役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一 般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要 する経費その他の業務全般に共通して要する 経費 借入金利息、放送債券利息、放送債券発行費 償却その他の金融費用 固定資産売却損その他の経常支出以外の支出

(資本収支)		説 明
款	項	
資本収入	事業収支差金受入れ	

		編集及び送信に要する経費
	国内放送番組等配信費	国内放送の放送番組等の電気通信回線を通じて提供に要する経費
	国際放送番組等配信費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の電気通信回線を通じて提供に要する経費
	契約収納費	受信契約及び受信料収納に要する経費
	受信対策費	受信改善及び受信相談業務に要する経費
	広報費	事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費
	調査研究費	放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費
	給与	役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与その他の名目・支払方法を問わず協会と職員との雇用契約に基づき支払われる全てのもの（退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。）
	退職手当・厚生費	退職給付費用及び役員退任に要する経費、社会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並びに法定外の福利厚生に要する経費
	共通管理費	役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費
	減価償却費	借入金利息、放送債券利息、放送債券発行費償却その他の金融費用
	特別支出	固定資産売却損その他の経常支出以外の支出
	予備費	
事業収支差金		
(資本収支)		
款	項	説 明
資本収入		
	事業収支差金受入れ	

資本支出	前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ	前期繰越金から受け入れれる額 保有資産から資本支出に充てるため受け入れ る額
	<u>有料任意的配信業務勘 定長期貸付金返還金</u>	
	放送債券償還積立資産 戻入れ	
	建設積立資産戻入れ 放送債券	建設積立資産から戻し入れる額
	長期借入金	期限１年以上の借入金
資本収支差金	建設費	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改 良に要する支出額
	出資	
	<u>有料任意的配信業務勘 定長期貸付金</u>	
	放送債券償還積立資産 繰入れ	
	建設積立資産繰入れ 放送債券償還金 長期借入金返還金	建設積立資産に繰り入れる額

(有料任意的配信業務勘定)
(事業収支)

款	項	説	明
事業収入	放送番組等有料配信収 入 財務収入 雑収入 特別収入	<u>有料任意的配信業務</u> から生じる収入	
事業支出	放送番組等有料配信費	<u>有料任意的配信業務</u> に係る放送番組等の <u>配信</u> に要する経費	

資本支出	前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ	前期繰越金から受け入れれる額 保有資産から資本支出に充てるため受け入れ る額
	<u>有料インターネット活 用業務勘定長期貸付金</u> 返還金	
	放送債券償還積立資産 戻入れ	
	建設積立資産戻入れ 放送債券	建設積立資産から戻し入れる額
	長期借入金	期限１年以上の借入金
資本収支差金	建設費	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改 良に要する支出額
	出資	
	<u>有料インターネット活 用業務勘定長期貸付金</u>	
	放送債券償還積立資産 繰入れ	
	建設積立資産繰入れ 放送債券償還金 長期借入金返還金	建設積立資産に繰り入れる額

(有料インターネット活用業務勘定)
(事業収支)

款	項	説	明
事業収入	放送番組等有料配信収 入 財務収入 雑収入 特別収入	<u>有料インターネット活用業務</u> から生じる収入	
事業支出	放送番組等有料配信費	<u>有料インターネット活用業務</u> に係る放送番組 等の <u>電気通信回線</u> を通じた提供に要する経費	

	広報費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 財務費 特別支出	
事業収支差金		
(資本収支)		
[表略]		
(受託業務等勘定)		
(事業収支)		
[表略]		
[注 1・注 2 略]		
注 3	予算書の末尾に次の事項を記載すること。	
<u>1</u>	必要的配付費のうち、放送番組の配信に係る費用並びに番組関連情報の編集及び配信に係る費用	
<u>2</u>	第32条第 6 項に規定する費用の整理に関する計算方法のうち、必要的配付費に係る部分	
<u>3</u>	事業収入のうち特別収入を除く経常収入の額及び事業支出のうち特別支出を除く経常支出の額並びに経常収支差金の額（一般勘定に限る。）	
<u>4</u>	事業収支差金及び資本収支差金の処分予定の内訳	
<u>5</u>	事業収支差金及び資本収支差金の不足が見込まれるときは、その補填の方法（法第73条の 2 第 2 項本文の規定により還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるときは、その旨）	
<u>6</u>	法第73条の 2 第 2 項ただし書の規定により認可を受けて還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるときは、その旨	
別表第二号の二（第32条第 5 項関係）		
業務別費用整理方法		
1	第32条第 1 項から第 4 項までの各号に掲げる業務の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。	
2	必要的配信業務のうち国内放送若しくは国際放送に係る放送番組の配信並びに番組関連情報の編集及び配信に係るもの、受信料財源任意的配信業務のうち国内放送の放送番組等の提供に係るもの（別表第三号の二において「国内受信料財源任意的配信業務」という。）又は受信料財源任意的配信業務のうち国際放送の放送番組等の提供に係るもの（別表第三号の二において「国際受信料財源任意的配信業務」という。）の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。	

	広報費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 財務費 特別支出	
事業収支差金		
(資本収支)		
〔表同左〕 (受託業務等勘定) (事業収支)		
〔表同左〕		
〔注 1・注 2 同左〕		
注 3 〔同左〕		
〔新設〕		
〔新設〕		
〔1〕 〔同左〕		
〔2〕 〔同左〕		
〔3〕 〔同左〕		
〔4〕 〔同左〕		
表第二号の二 (第32条第 4 項関係)		
業務別費用整理方法		
1 第32条第 1 項から第 3 項までの各号に掲げる業務の費用として特定できるものは、それぞ れの業務に直接整理すること。		
2 国内インターネット活用業務 (受信料財源インターネット活用業務のうち、国内放送の放 送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。) 又は国際インターネッ ト活用業務 (受信料財源インターネット活用業務のうち、国際放送及び協会国際衛星放送の 放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。) の費用として特定で きるものは、それぞれの業務に直接整理すること。		

3 1及び2の整理により難い費用のうち次の表の左欄に掲げる費用区分に属する費用については、同表の右欄に定める配賦基準によりそれぞれの業務に整理すること。

費用区分	配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費（ <u>必要的配信費及び受信料財源任意的配信費</u> ）、 <u>国際放送番組等配信費（必要的配信費及び受信料財源任意的配信費）並びに放送番組等有料配信費</u>	配信する放送番組の数の比、業務の種類の数 の比、コンテンツ制作費比（配信する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。）、権利処理件数の比（配信する放送番組等の利用に係る著作権その他の権利に関する手続の確認又は実施を要する当該放送番組等の数の比をいう。 ）、提供事業者の数の比（配信する放送番組等の提供を受ける事業者の数の比をいう。以下この別表において同じ。）又はアクセス数比（配信に必要な認証設備への接続回数 の比をいう。）
給与及び退職手当・厚生費	人員比（第32条第1項から第4項までの各号に掲げる業務に従事する職員が当該業務に従事する勤務時間の総体の比をいう。以下この別表において同じ。）
共通管理費	人員比、面積比（第32条第1項から第4項までの各号に掲げる業務に使用される施設の占有面積の比をいう。）又は支出額比（第32条第1項から第4項までの各号に掲げる業務に係る支出額（共通管理費を除く。）の比をいう。）
減価償却費	配信する放送番組の数の比、コンテンツ制作費比又は提供事業者の数の比

別表第三号（第34条第1項関係）

財 産 目 録

年 月 日現在

（協会全体）
〔表略〕
〔備考1・2 略〕
〔注 略〕

3 1及び2の整理により難い費用のうち次の表の左欄に掲げる費用区分に属する費用については、同表の右欄に定める配賦基準によりそれぞれの業務に整理すること。

費用区分	配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費、 <u>国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費</u>	電気通信回線を通じて提供に係る放送番組の数の比、業務の種類の数 の比、コンテンツ制作費比（電気通信回線を通じて提供する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。）、権利処理件数の比（電気通信回線を通じて提供する放送番組等の利用に係る著作権その他の権利に関する手続の確認又は実施を要する当該放送番組等の数の比をいう。）、提供事業者の数の比（電気通信回線を通じて提供する放送番組等の提供を受ける事業者の数の比をいう。以下この別表において同じ。）又はアクセス数比（電気通信回線を通じて放送番組等の提供に必要な認証設備への接続回数 の比をいう。）
給与及び退職手当・厚生費	人員比（第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に従事する職員が当該業務に従事する勤務時間の総体の比をいう。以下この別表において同じ。）
共通管理費	人員比、面積比（第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に使用される施設の占有面積の比をいう。）又は支出額比（第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に係る支出額（共通管理費を除く。）の比をいう。）
減価償却費	電気通信回線を通じて提供に係る放送番組の数の比、コンテンツ制作費比又は提供事業者の数の比

別表第三号（第34条第1項関係）

財 産 目 録

年 月 日現在

（協会全体）
〔表同左〕
〔備考1・2 同左〕
〔注 同左〕

貸 借 対 照 表					年 月 日現在
(協会全体)					
[表略]					
[備考 略]					
(一般勘定)					
科目	内訳	金額	構成比		
	千円	千円	%		
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金					
受信料未収金					
未収受信料欠損引当金					
有価証券					
番組勘定					
貯蔵品					
前払費用					
<u>有料任意的配信業務勘定短期貸付金</u>					
受託業務等勘定短期貸付金					
未収金					
未収消費税等					
その他の流動資産					
貸倒引当金 (貸方)					
流動資産合計					
固定資産					
有形固定資産					
建物					
減価償却累計額					
構築物					
減価償却累計額					
機械及び装置					
減価償却累計額					
放送衛星					
減価償却累計額					
車両及び運搬具					
減価償却累計額					
器具					

貸 借 対 照 表					年 月 日現在
(協会全体)					
[表同左]					
[備考 同左]					
(一般勘定)					
科目	内訳	金額	構成比		
	千円	千円	%		
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金					
受信料未収金					
未収受信料欠損引当金					
有価証券					
番組勘定					
貯蔵品					
前払費用					
<u>有料インターネット活用業務勘定短期貸付金</u>					
受託業務等勘定短期貸付金					
未収金					
未収消費税等					
その他の流動資産					
貸倒引当金 (貸方)					
流動資産合計					
固定資産					
有形固定資産					
建物					
減価償却累計額					
構築物					
減価償却累計額					
機械及び装置					
減価償却累計額					
放送衛星					
減価償却累計額					
車両及び運搬具					
減価償却累計額					
器具					

減価償却累計額					減価償却累計額
土地					土地
建設仮勘定					建設仮勘定
有形固定資産合計					有形固定資産合計
無形固定資産					無形固定資産
無形固定資産合計					無形固定資産合計
出資その他の資産					出資その他の資産
長期預金					長期預金
長期保有有価証券					長期保有有価証券
出資					出資
関係会社出資					関係会社出資
その他の出資					その他の出資
<u>有料任意配信業務勘定長期貸付金</u>					<u>有料インターネット活用業務勘定長期貸付金</u>
長期前払費用					長期前払費用
信託受益権					信託受益権
その他の出資その他の資産					その他の出資その他の資産
貸倒引当金（貸方）					貸倒引当金（貸方）
出資その他の資産合計					出資その他の資産合計
固定資産合計					固定資産合計
特定資産					特定資産
放送債券償還積立資産					放送債券償還積立資産
建設積立資産					建設積立資産
特定資産合計					特定資産合計
繰延資産					繰延資産
放送債券発行費					放送債券発行費
開発費					開発費
繰延資産合計					繰延資産合計
資産合計					資産合計
（負債の部）					（負債の部）
流動負債					流動負債
短期借入金					短期借入金
一年以内に返済する長期借入金					一年以内に返済する長期借入金
一年以内に償還する放送債券					一年以内に償還する放送債券
未払金					未払金
未払消費税等					未払消費税等
受信料前受金					受信料前受金

経常事	短期リース債務 その他の流動負債 流動負債合計			
	固定負債 放送債券 長期借入金 退職給付引当金 役員退任引当金 国際催事放送権料引当金 長期リース債務 その他の固定負債 固定負債合計 負債合計 (純資産の部) 資本 承継資本 固定資産充当資本 剰余金 (欠損金) 建設積立金 還元目的積立金 繰越剰余金 (繰越欠損金) 評価・換算差額等 純資産合計 負債純資産合計			
(有料任意的配信業務勘定)				
[表略]				
(受託業務等勘定)				
[表略]				
[注 略]				
損 益 計 算 書				
(協会全体)				
科 目		金 額	年 月 日から 年 月 日まで	
経常事	経常事業収入 受信料	千円		

経常事	短期リース債務 その他の流動負債 流動負債合計			
	固定負債 放送債券 長期借入金 退職給付引当金 役員退任引当金 国際催事放送権料引当金 長期リース債務 その他の固定負債 固定負債合計 負債合計 (純資産の部) 資本 承継資本 固定資産充当資本 剰余金 (欠損金) 建設積立金 還元目的積立金 繰越剰余金 (繰越欠損金) 評価・換算差額等 純資産合計 負債純資産合計			
(有料インターネット活用業務勘定)				
[表同左]				
(受託業務等勘定)				
[表同左]				
[注 同左]				
損 益 計 算 書				
(協会全体)				
科 目		金 額	年 月 日から 年 月 日まで	
経常事	経常事業収入 受信料	千円		

業 收 支	交付金収入 放送番組等有料配信収入 副次収入 受託業務等収入 經常事業支出 国内放送費 国際放送費	
	国内放送番組等配信費 必要的配信費 受信料財源任意的配信費 国際放送番組等配信費 必要的配信業務費 受信料財源任意的配信費	
	放送番組等有料配信費 受託業務等費 契約収納費 受信対策費 広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 未収受信料欠損償却費 經常事業収支差金	
經 常 事 業 外 収 支	經常事業外収入 財務収入 雑収入 經常事業外支出 財務費 經常事業外収支差金	
經 常 収 支 差 金	經常収支差金	
特 別 収 支	特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益	

業 收 支	交付金収入 放送番組等有料配信収入 副次収入 受託業務等収入 經常事業支出 国内放送費 国際放送費	
	国内放送番組等配信費 国際放送番組等配信費	
	放送番組等有料配信費 受託業務等費 契約収納費 受信対策費 広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 未収受信料欠損償却費 經常事業収支差金	
經 常 事 業 外 収 支	經常事業外収入 財務収入 雑収入 經常事業外支出 財務費 經常事業外収支差金	
經 常 収 支 差 金	經常収支差金	
特 別 収 支	特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益	

	その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	
	当期事業収支差金	

当期事業収支差金 資本支出充当 建設積立金繰入れ 事業収支剰余金 還元目的積立金繰入れ	
---	--

(一般勘定)	
科目	金額
経常事業収入 受信料 交付金収入 副次収入 経常事業支出 国内放送費 国際放送費 国内放送番組等配信費 必要の配信費 受信料財源任意的配信費 国際放送番組等配信費 必要の配信費 受信料財源任意的配信費 契約収納費 受信対策費 広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費	千円

	その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	
	当期事業収支差金	

当期事業収支差金 資本支出充当 建設積立金繰入れ 事業収支剰余金 還元目的積立金繰入れ	
---	--

(一般勘定)	
科目	金額
経常事業収入 受信料 交付金収入 副次収入 経常事業支出 国内放送費 国際放送費 国内放送番組等配信費 必要の配信費 受信料財源任意的配信費 国際放送番組等配信費 必要の配信費 受信料財源任意的配信費 契約収納費 受信対策費 広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費	千円

	未収受信料欠損償却費	
経常事業収支差金	経常事業外収入 財務収入 雑収入 経常事業外支出 財務費 経常事業外収支差金	
経常収支差金		
特別収入	特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益 その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	
当期事業収支差金		
当期事業収支差金		
当期事業収支差金	資本支出充当 建設積立金繰入れ 事業収支剰余金 還元目的積立金繰入れ	

(有料任意的配信業務勘定)
 【表略】
 (受託業務等勘定)
 【表略】

注 必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用並びに番組関連情報の編集及び配信に係る費用のほか、損益計算書に記載すべき注記は、損益計算書の末尾に記載すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

資本等変動計算書

年 月 日から
 年 月 日まで

	未収受信料欠損償却費	
経常事業収支差金	経常事業外収入 財務収入 雑収入 経常事業外支出 財務費 経常事業外収支差金	
経常収支差金		
特別収入	特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益 その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	
当期事業収支差金		
当期事業収支差金		
当期事業収支差金	資本支出充当 建設積立金繰入れ 事業収支剰余金 還元目的積立金繰入れ	

(有料インターネット活用業務勘定)
 【表同左】
 (受託業務等勘定)
 【表同左】

注 損益計算書に記載すべき注記は、損益計算書の末尾に記載すること。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

資本等変動計算書

年 月 日から
 年 月 日まで

(協会全体)
[表略]
(一般勘定)

(単位：千円)							
科 目	資 本					評 価 ・ 換 算 差 額	純資産 合 計
	承継 資本	固定資 産充当 資本	本				
			建設積 立金	剰余金 の積立 金	繰越剰余 金 (繰越 欠損金)		
前期末残高							
当期変動額							
資本支出充当							
当期事業収支 差金 (当期欠 損金)							
建設積立金繰 入れ							
建設積立金取 崩し							
還元目的積立 金繰入れ							
還元目的積立 金取崩し							
<u>有料任意的配 信業務勘定か らの受入れ</u>							
資本以外の項 目の当期変動 額 (純額)							
当期変動額合計							
当期末残高							

(有料任意的配信業務勘定)
[表略]
(受託業務等勘定)
[表略]
[備考 略]

(協会全体)
[表同左]
(一般勘定)

(単位：千円)							
科 目	資 本					評 価 ・ 換 算 差 額	純資産 合 計
	承継 資本	固定資 産充 当 資本	本				
			建設積 立金	剰余金 の積立 金	繰越剰余 金（繰越 欠損金）		
前期末残高							
当期変動額							
資本支出充当							
当期事業収支 差金（当期欠 損金）							
建設積立金繰 入れ							
建設積立金取 崩し							
還元目的積立 金繰入れ							
還元目的積立 金取崩し							
有料インターネット ネット活用業 務勘定からの 受入れ							
資本以外の項 目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計							
当期末残高							

(有料インターネット活用業務勘定)
[表同左]
(受託業務等勘定)
[表同左]
[備考 同左]

[注 略]

キャッシュ・フロー計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(協会全体)
[略]

[注 略]

別表第三号の二 (第14条の5第1項第4号イ、第32条第7項、第34条第3項第4号レ関係)
受信料財源任意的配信業務費用明細表

年 月 日から
年 月 日まで

(一般勘定)

	二号業務		三号業務	合計
	国内受信料財源 任意的配信業務	国際受信料財源 任意的配信業務		
国内放送 番組等配 信費	コンテンツ 制作業務費			
	コンテンツ 制作設備費			
	配信業務費			
	配信設備費			
	認証業務費			
	認証設備費			
	視聴者対応 費			
	企画費			
	開発費			
	小計			
国際放送	業務関連費			
番組等配	設備関連費			
信費	小計			
広報費				
給与				
退職手当・厚生費				

[注 同左]

キャッシュ・フロー計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(協会全体)
[同左]

[注 同左]

別表第三号の二 (第12条の4第1項第4号イ、第32条第6項、第34条第3項第4号レ関係)
受信料財源インターネット活用業務費用明細表

年 月 日から
年 月 日まで

(一般勘定)

科 目	二号業務			三号業務	合計
	国内インターネット活用業務		国際インターネット活用業務		
国内放送 番組等配 信費	常時同時配 信等業務	左記以外 の業務	タネネット活用業務		
	コンテンツ 制作業務費				
	コンテンツ 制作設備費				
	配信業務費				
	配信設備費				
	認証業務費				
	認証設備費				
	視聴者対応 費				
	企画費				
	開発費				
	小計				
国際放送	業務関連費				
番組等配	設備関連費				
信費	小計				
広報費					
給与					
退職手当・厚生費					

共通管理費					
減価償却費					
合計					
費用の上限					—

注 1 この表において、「費用の上限」とは、法第21条の2第1項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源任意的配信業務の実施に要する費用の上限をいう。

注 2 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

注 3 受信料財源任意的配信業務の費用と費用の上限との対応関係を明確にする上で参考となる事項があるときは、表中に追加して記載すること。

別表第三号の三（第14条の5第1項第4号ロ、第32条第7項、第34条第3項第4号ソ関係）

有料任意的配信業務費用明細表

年 月 日から
年 月 日まで

（有料任意的配信業務勘定）

〔表略〕

〔注 略〕

別表第四号（第34条第3項関係）

収 入 支 出 決 算 表

年度

（一般勘定）
（事業収支）

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額	予算総則に基づく増減額	合計 (1)+(2)		
		(1)	(2)	(3)	(4)	(3)－(4)
事業収入	受信料 交付金収入 副次収入 財務収入 雑収入 特別収入	千円	千円	千円	千円	千円

共通管理費					
減価償却費					
合計					
費用の上限					

注 1 この表において、「費用の上限」とは、法第20条第12項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限をいう。

注 2 〔同左〕

注 3 受信料財源インターネット活用業務の費用と費用の上限との対応関係を明確にする上で参考となる事項があるときは、表中に追加して記載すること。

別表第三号の三（第12条の4第1項第4号ロ、第32条第6項、第34条第3項第4号ソ関係）

有料インターネット活用業務費用明細表

年 月 日から
年 月 日まで

（有料インターネット活用業務勘定）

〔表同左〕

〔注 同左〕

別表第四号（第34条第3項関係）

収 入 支 出 決 算 表

年度

（一般勘定）
（事業収支）

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額	予算総則に基づく増減額	合計 (1)+(2)		
		(1)	(2)	(3)	(4)	(3)－(4)
事業収入	受信料 交付金収入 副次収入 財務収入 雑収入 特別収入	千円	千円	千円	千円	千円

事業支出	国内放送費					
	国際放送費					
事業収支差金	国内放送番組等配信費					
	必要の配信費					
	受信料財源任意的配信費					
	国際放送番組等配信費					
	必要の配信費					
	受信料財源任意的配信費					
	契約収納費					
	受信対策費					
	広報費					
	調査研究費					
	給与					
	退職手当・厚生費					
	共通管理費					
	減価償却費					
	財務費					
	特別支出					
	予備費					

事業支出	国内放送費					
	国際放送費					
事業収支差金	国内放送番組等配信費					
	国際放送番組等配信費					
	契約収納費					
	受信対策費					
	広報費					
	調査研究費					
	給与					
	退職手当・厚生費					
	共通管理費					
	減価償却費					
	財務費					
	特別支出					
	予備費					

(資本収支)

款	項	予算額			決算額	繰越額	予算残額 (3)-(4) -(5)
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合計 (1)+(2) (3)			
資本収入	事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(資本収支)

款	項	予算額			決算額	繰越額	予算残額 (3)-(4) -(5)
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合計 (1)+(2) (3)			
資本収入	事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ	千円	千円	千円	千円	千円	千円

	減価償却資金受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債券 有料任意の配信業務勘定長期貸付金返還金 長期借入金					
資本支出	建設費 出資 放送債券償還積立資産繰入れ 建設積立資産繰入れ 放送債券償還金 有料任意の配信業務勘定長期貸付金 長期借入金返還金					
資本収支差金						
(有料任意の配信業務勘定) (事業収支) [表略] (資本収支) [表略] (受託業務等勘定) (事業収支) [表略] [注 1 略]						
<u>注 2</u> 必要の配信費のうち、放送番組の配信に係る費用並びに番組関連情報の編集及び配信に係る費用を欄外に記載すること。 <u>注 3</u> 事業収支差金及び資本収支差金の処分の内訳を欄外に記載すること。 <u>注 4～注 8</u> [略]						
	減価償却資金受入れ 資産受入れ 放送債券償還積立資産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債券 有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金 長期借入金					
資本支出	建設費 出資 放送債券償還積立資産繰入れ 建設積立資産繰入れ 放送債券償還金 有料インターネット活用業務勘定長期貸付金 長期借入金返還金					
資本収支差金						
(有料インターネット活用業務勘定) (事業収支) [表同左] (資本収支) [表同左] (受託業務等勘定) (事業収支) [表同左] [注 1 同左] [新設]						
<u>注 2</u> [同左] <u>注 3～注 7</u> [同左]						

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、放送法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第二条第四項の申請については、この省令による改正後の放送法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十四条の三及び第十四条の四の規定の例により行うものとする。

2 改正法附則第四条第一項の届出については、新規則第十三条の二の規定の例により行うものとする。

3 日本放送協会（以下この条において「協会」という。）は、令和七年四月一日に始まる事業年度に係る放送法第七十条第一項に規定する収支予算、事業計画及び資金計画を作成するに当たっては、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係る国内放送番組等配信費及び国際放送番組等配信費については、新規則別表第二号に掲げる必要的配信費及び受信料財源任意的配信費並びに同別表注3（1）及び（2）に相当する事項を予算書の末尾に記載しなければならない。

4 改正法の施行前にこの省令による改正前の放送法施行規則（以下この条において「旧規則」とい

う。）の規定によって作成した収支予算、事業計画及び資金計画における「有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金」、「有料インターネット活用業務勘定長期貸付金」及び「有料インターネット活用業務勘定」は、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係るものについては、それぞれ「有料任意的配信業務勘定長期貸付金返還金」「有料任意的配信業務勘定長期貸付金」及び「有料任意的配信業務勘定」とみなす。

5 協会は、令和七年四月一日に始まる事業年度に係る改正法第二条による改正前の放送法第二十条第十六項に規定する実施計画については、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係るものについては、新規則第十四条の五並びに第三十二条第一項及び第三項から第七項までの規定の例により、定めるものとする。

6 協会は、令和七年四月一日に始まる事業年度に係る放送法第七十四条第一項に規定する財務諸表を作成するに当たっては、新規則第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係る国内放送番組等配信費及び国際放送番組等配信費については、次の各号に掲げる事項を当該各号に定めるところにより記載しなければならない。

一 新規則別表第三号に掲げる必要的配信費及び受信料財源任意的配信費並びに同別表注に相当する事項 損益計算書の末尾に記載すること。

二 新規則別表第三号の二及び別表第三号の三に定める様式により作成する費用の明細に相当する事項 令和七年四月一日から施行日までの期間に係る費用の明細と分けて新規則第三十四条の規定の例により記載すること。

三 新規則別表第四号に掲げる必要的配信費及び受信料財源任意的配信費並びに同別表注2に相当する事項 旧規則別表第四号に定める様式により作成する書類の欄外に記載すること。

7 前項の規定により作成した財務諸表における「有料インターネット活用業務勘定短期貸付金」、「有料インターネット活用業務勘定長期貸付金」及び「有料インターネット活用業務勘定」は、施行日から令和八年三月三十一日までの期間に係るものについては、それぞれ「有料任意的配信業務勘定短期貸付金」、「有料任意的配信業務勘定長期貸付金」及び「有料任意的配信業務勘定」とみなす。

新旧対照表

* 下線が改定部分

改 定 後	改 定 前
日本放送協会の <u>任意的配信業務</u> の実施基準の認可に関するガイドライン	日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン
第1 目的 本ガイドラインは、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第21条の2第1項の実施基準（以下「実施基準」という。）の認可に関して、法に規定される認可要件（<u>法第21条の2第2項各号</u>に定める要件をいう。以下同じ。）その他の関連条文の解説を行うとともに、認可要件の項目ごとの具体的な審査基準を示し、併せて当該認可の申請手続の解説を行うことにより、手続の透明性や認可の適否の予見可能性の確保を図ることを目的とする。	第1 【同左】 本ガイドラインは、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第12項の実施基準（以下「実施基準」という。）の認可に関して、法に規定される認可要件（<u>法第20条第13項各号</u>に定める要件をいう。以下同じ。）その他の関連条文の解説を行うとともに、認可要件の項目ごとの具体的な審査基準を示し、併せて当該認可の申請手続の解説を行うことにより、手続の透明性や認可の適否の予見可能性の確保を図ることを目的とする。
第2 用語の定義 本ガイドラインで使用される用語は、次の定義に従うものとする。 1 2号業務 法第20条第2項第2号で規定される、<u>日本放送協会（以下「協会」という。）が放送した放送番組（放送の日から法第20条第1項第4号の総務省令で定める期間が経過したものに限る。）の配信を行う業務</u> 2 3号業務 法第20条第2項第3号で規定される、<u>協会が放送する又は放送し</u>	第2 【同左】 本ガイドラインで使用される用語は、次の定義に従うものとする。 1 【同左】 法第20条第2項第2号で規定される、<u>放送番組等（日本放送協会（以下「協会」という。）が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。）をいう。以下同じ。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務</u> 2 【同左】 法第20条第2項第3号で規定される、<u>放送番組等を、放送番組を</u>

<u>た放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。以下「放送番組等」という。）を、配信の事業を行う者（以下「3号対象事業者」という。）に提供する業務</u>	<u>電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（以下「3号対象事業者」という。）に提供する業務</u>
<u>3 必要的配信業務</u> <u>法第20条第1項第3号から第5号までの業務</u>	<u>3 インターネット活用業務</u> <u>2号業務又は3号業務</u>
<u>4 任意的配信業務</u> <u>法第20条第2項第2号又は第3号の業務</u>	【新設】
<u>5 受信料財源業務</u> <u>専ら受信料を財源として行う任意的配信業務</u>	<u>4 【同左】</u> <u>専ら受信料を財源として行うインターネット活用業務</u>
<u>6 有料業務</u> <u>受信料財源業務以外の任意的配信業務</u>	<u>5 【同左】</u> <u>受信料財源業務以外のインターネット活用業務</u>
<u>7 2号受信料財源業務</u> <u>2号業務のうち、受信料財源業務に該当する業務</u>	<u>6 【同左】</u> <u>【同左】</u>
<u>8 2号有料業務</u> <u>2号業務のうち、有料業務に該当する業務</u>	<u>7 【同左】</u> <u>【同左】</u>
<u>9 3号受信料財源業務</u> <u>3号業務のうち、受信料財源業務に該当する業務</u>	<u>8 【同左】</u> <u>【同左】</u>
<u>10 3号有料業務</u> <u>3号業務のうち、有料業務に該当する業務</u>	<u>9 【同左】</u> <u>【同左】</u>
【削る】	<u>10 常時同時配信等業務</u>

	協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（以下「常時同時配信」という。）（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。）
11 民間競合事業者 協会が行う <u>任意的配信業務</u> に相当する業務を行う事業者	11 【同左】 協会が行う <u>インターネット活用業務</u> に相当する業務を行う事業者
12 外部事業者 委託等により協会の <u>任意的配信業務</u> の一部を担う事業者	12 【同左】 委託等により協会の <u>インターネット活用業務</u> の一部を担う事業者

第3 実施基準の認可要件その他の関連条文の解説	第3 【同左】
1 法第15条の目的達成に資すること（<u>法第21条の2第2項第1号関係</u>） 本号は、<u>任意的配信業務</u>が、法第15条で規定されている協会の目的の達成に資する公共放送としての協会が行う業務として、適切なものとなっていることを認可の要件とするものである。また、公共放送としての協会が行う業務として適切か否かを審査するに当たっては、民間部門といたずらに競合する業務を行うものでないか、市場の競争を阻害しないか、といった点についても、業務の性質に応じて勘案するものである。	1 法第15条の目的達成に資すること（<u>法第20条第13項第1号関係</u>） 本号は、<u>インターネット活用業務</u>が、法第15条で規定されている協会の目的の達成に資する公共放送としての協会が行う業務として、適切なものとなっていることを認可の要件とするものである。また、公共放送としての協会が行う業務として適切か否かを審査するに当たっては、民間部門といたずらに競合する業務を行うものでないか、市場の競争を阻害しないか、といった点についても、業務の性質に応じて勘案するものである。<u>さらに、協会の目的の趣旨を踏まえ、2号業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を提供するよう努めるべきことや、2号業務に相当する業務を行う他の放送事業者と協力するよう努めるべきことが法第20条第17項に規定されたことを踏まえ、協会が当該努力義務を果たすことも求められる。</u>
2 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められてい	2 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められてい

ること（法第21条の2第2項第2号関係）

本号は、任意的配信業務の種類、内容及び実施方法が、実施基準において適正かつ明確に定められていることを認可の要件とするものである。どのような業務を実施するのかが適正かつ明確に定められていることを確認することにより、任意的配信業務として実施する業務の対象が、法の定める範囲に収まることを確認するものである。

3 任意的配信業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、法第64条第1項各号に掲げる者が同項の規定により協会と同条第8項第1号に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。（法第21条の2第2項第3号関係）

本号は、任意的配信業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなっていないことを認可の要件とするものである。

任意的配信業務は、協会がその目的達成のために任意で行うものであるが、その実施によって協会の存立基盤である受信料制度自体が毀損又は形骸化することとなれば、「受信料制度に支えられた公共放送」という法の基本的枠組みに大きな影響を及ぼすこととなる。

例えば、任意的配信業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、受信料徴収の対象となる協会の放送番組を視聴できることや特定必要的配信を受信できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合に、テレビ等の特定受信設備を設置している者及び特定必要的配信の受信を開始している者のいずれにも該当しない者であっても、事実上、特

ること（法第20条第13項第2号関係）

本号は、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、実施基準において適正かつ明確に定められていることを認可の要件とするものである。どのような業務を実施するのかが適正かつ明確に定められていることを確認することにより、インターネット活用業務の対象が法の定める範囲に収まることを確認するものである。

3 業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備（法第64条第1項の特定受信設備をいう。以下同じ。）を設置した者について、同条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第13項第3号関係）

本号は、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなっていないことを認可の要件とするものである。

インターネット活用業務は、協会がその目的達成のために任意で行うものであるが、その実施によって協会の存立基盤である受信料制度自体が毀損又は形骸化することとなれば、「受信料制度に支えられた公共放送」という法の基本的枠組みに大きな影響を及ぼすこととなる。

例えば、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、受信料徴収の対象となる協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合に、テレビ等の特定受信設備を設置していない者であっても、事実上、特定受信設備を設置している者と同等の放送番組を同等の条件で視聴できてしまうこととな

定受信設備を設置している者又は特定必要的配信の受信を開始している者と同等の放送番組又は特定必要的配信を同等の条件で視聴又は受信できてしまうこととなれば、受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることとなる。本号は、こうした事態を回避するものである。	れば、受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じることとなる。本号は、こうした事態を回避するものである。
4 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第21条の2第2項第4号関係）	4 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第13項第4号関係）
本号は、本来は協会の放送等の必須業務を実施するために使用すべき受信料財源が過度に<u>任意的配信業務</u>に支出されることにより、必須業務の実施に支障を来すことのないよう、当該業務が過大な費用を要するものでないことを認可の要件とするものである。	本号は、本来は協会の放送等の必須業務を実施するために使用すべき受信料財源が過度に<u>インターネット活用業務</u>に支出されることにより、必須業務の実施に支障を来すことのないよう、当該業務が過大な費用を要するものでないことを認可の要件とするものである。
5 2号業務にあっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第21条の2第2項第5号関係）	5 2号業務にあっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第13項第5号関係）
本号は、2号業務について、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないことを認可の要件とするものである。	【同左】
6 2号業務にあっては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第21条の2第2項第6号関係）	6 2号業務にあっては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第13項第6号関係）
本号は、2号業務について、利用者の利益を保護する観点から、サービスに関する料金その他の利用条件が、利用者の利益を阻害するものでないことを認可の要件とするものである。 また、実施基準の認可は、利用料金又は利用規約そのものを認可するものではないため、具体的な利用料金の額又は利用規約に記載する具体的事項そのものを実施基準に定めることが求められるものでないが、実施基準において、このような事項について適正かつ明確な方針及び考え方が定められていることが必要である。	【同左】
7 実施基準の遵守義務（法第21条の2第3項関係）、実施基準の	7 実施基準の遵守義務（法第20条第14項関係）、実施基準の変更

変更及び遵守勧告（<u>法第21条の2第6項関係</u>）並びに勧告に従わなかったときの認可取消し（<u>法第21条の2第7項関係</u>）	及び遵守勧告（<u>法第20条第18項関係</u>）並びに勧告に従わなかったときの認可取消し（<u>法第20条第19項関係</u>）
<u>法第21条の2第3項</u>は、実施基準に関する規律の実効性を確保するため、協会が<u>任意的配信業務</u>を行うに当たっては、実施基準に定めるところに従わなければならないことを義務付けるものである。 <u>法第21条の2第6項第1号</u>は、大臣認可後の事情変化等により、実施基準が認可要件のいずれかに該当しないこととなった場合に、総務大臣が当該実施基準の変更勧告を行うことができることとする規定であり、<u>法第21条の2第6項第2号</u>は、協会が認可を受けた実施基準に従わずに業務を行っている場合に、総務大臣が当該実施基準に従い業務を行うよう勧告を行うことができることとする規定である。 <u>法第21条の2第7項</u>は、協会が<u>法第21条の2第6項各号</u>の勧告に従わなかった場合に、総務大臣は、実施基準の認可を取り消すことができることとする規定である。	<u>法第20条第14項</u>は、実施基準に関する規律の実効性を確保するため、協会が<u>インターネット活用業務</u>を行うに当たっては、実施基準に定めるところに従わなければならないことを義務付けるものである。 <u>法第20条第18項第1号</u>は、大臣認可後の事情変化等により、実施基準が認可要件のいずれかに該当しないこととなった場合に、総務大臣が当該実施基準の変更勧告を行うことができることとする規定であり、<u>法第20条第18項第2号</u>は、協会が認可を受けた実施基準に従わずに業務を行っている場合に、総務大臣が当該実施基準に従い業務を行うよう勧告を行うことができることとする規定である。 <u>法第20条第19項</u>は、協会が<u>法第20条第18項各号</u>の勧告に従わなかった場合に、総務大臣は、実施基準の認可を取り消すことができることとする規定である。
8 実施基準の公表義務（<u>法第21条の2第4項関係</u>）	8 実施基準の公表義務（<u>法第20条第15項関係</u>）
本項は、国民や視聴者に対し説明責任を果たす観点から、協会に対し実施基準の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表することを義務付けるものである。	【同左】
【削る】	9 地方向けの放送番組の提供及び他の放送事業者との協力に関する努力義務（<u>法第20条第17項関係</u>）
【削る】	本項は、協会の目的の趣旨を踏まえ、協会が2号業務を実施する際は、地方向けの放送番組の提供に努めるとともに、2号業務に相当する業務を行う他の放送事業者と適切な協力をするよう努めることを義務付けるものである。
【削る】	10 インターネット活用業務の実施の状況の評価及びそれに基づく改善（<u>法第20条第20項、施行規則第12条の2関係</u>）

【削る】

本項は、インターネットを巡る技術・サービス等の変化の速さを踏まえ、協会自身がインターネット活用業務の実施状況について適時の評価・検証を実施することにより、不断の業務改善を図っていくことを目的とするものである。放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）においても、業務の実施の状況の評価及び改善に関する事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

9 適切な区分経理（法第69条、法第73条第2項、施行規則第14条の3関係）

法第69条は、協会が企業会計原則に則った会計処理を行うことを原則とし、総務省令に必要な例外を定めることとしている。

また、法第73条第2項は、協会が任意的配信業務を実施するに当たり、協会の事業運営を支える受信契約者（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）第23条第6号の受信契約者をいう。以下同じ。）に対する説明責任を果たすとともに、業務運営の適正化を図るため、各業務を経理上区分することを義務付けているものであり、業務間の費用の按分方法、費用の配賦基準、区分経理の実施の結果の公表方法などが適正かつ明確に定められていることが必要である。

さらに、施行規則においても、区分経理の実施方法、任意的配信業務の実施に要する費用の開示方法、区分経理の実施の適正を確保するための措置その他任意的配信業務の経理に関し必要な事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

11 適切な区分経理（法第69条、法第73条第2項、施行規則第12条の2関係）

法第69条は、協会が企業会計原則に則った会計処理を行うことを原則とし、総務省令に必要な例外を定めることとしている。

また、法第73条第2項は、協会がインターネット活用業務を実施するに当たり、協会の事業運営を支える受信契約者（施行規則第23条第5号の受信契約者をいう。以下同じ。）に対する説明責任を果たすとともに、業務運営の適正化を図るため、各業務を経理上区分することを義務付けているものであり、業務間の費用の按分方法、費用の配賦基準、区分経理の実施の結果の公表方法などが適正かつ明確に定められていることが必要である。

さらに、施行規則においても、区分経理の実施方法、インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法、区分経理の実施の適正を確保するための措置その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項を実施基準の記載事項とする旨を規定しているものである。

第4 認可要件の項目ごとの具体的な審査基準

1 法第15条の目的達成に資すること（法第21条の2第2項第1号関係）

第4 【同左】

1 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第13項第1号関係）

(1) 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

任意的配信業務が、法第15条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切なものとなっていること及び法第83条第1項の規定により広告放送を禁止している趣旨を没却しないことが必要である。

(2) 市場の競争を阻害しないこと

協会が保有している経営資源（受信料財源、放送番組、職員等）を流用し、同種のサービスを行う民間競争事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことが必要である。また、民間で既に実施されている同種サービスの市場の規模、シェア等を勘案して、任意的配信業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことが必要である。

(3) 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものではないこと

協会の任意的配信業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、その一部業務を外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないことなど、外部事業者に関する事項が適正かつ明確に定められていることが必要である。

(4) 外部事業者及び民間競争事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

一部の業務を担う外部事業者や民間競争事業者とのトラブルを

(1) 【同左】

インターネット活用業務が、法第15条で規定されている公共放送としての協会の目的に照らして適切なものとなっていること及び法第83条第1項の規定により広告放送を禁止している趣旨を没却しないことが必要である。

(2) 【同左】

協会が保有している経営資源（受信料財源、職員、放送番組等）を流用し、同種のサービスを行う民間競争事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことが必要である。また、民間で既に実施されている同種サービスの市場の規模、シェア等を勘案して、インターネット活用業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことが必要である。

(3) 【同左】

協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、その一部業務を外部事業者に担わせる場合、特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わないことなど、外部事業者に関する事項が適正かつ明確に定められていることが必要である。

(4) 【同左】

一部の業務を担う外部事業者や民間競争事業者とのトラブルを

あらかじめ防止し、適切な解決を図るとともに、実施基準に従って、協会の任意的配信業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、これらの事業者からの意見や苦情等を適切に受け付け、取り扱うために必要な措置が講ぜられることが必要である。

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

上記項目に加え、有料業務については、下記を審査項目とする。

(5) 営利を目的とする業務でないこと

協会の目的に照らして、法第20条第4項において、協会が個々の業務を行うに当たって営利を目的とすることを禁じていることを踏まえ、協会の任意的配信業務についても、営利を目的とするものでないことが必要である。

(6) 営業活動が公正かつ適切な方法により行われるものであること

あらかじめ防止し、適切な解決を図るとともに、実施基準に従って、協会のインターネット活用業務が公共放送としての協会の業務として適正に行われることを確保するため、これらの事業者からの意見や苦情等を適切に受け付け、取り扱うために必要な措置が講ぜられることが必要である。

(5) 地方向けの放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確に定められていること

法第20条第17項の地方向けの放送番組の提供に係る努力義務に関し、業務の実施方法として、例えば、地方向けの放送番組の配信の計画など、地方向けの放送番組の提供に関する具体的な事項が適正かつ明確に定められていることが必要である。

(6) 他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確に定められていること

法第20条第17項の他の放送事業者との協力に係る努力義務に関し、業務の実施方法として、例えば、共通配信基盤の構築・利用、共通ポータルサイトやアプリ等の構築・提供、権利処理や視聴関連情報の適正な利活用等に係る様々な関係者間の調整など、インターネットの活用に係る共通課題の解決に向けた他の放送事業者との協力に関する具体的な事項が適正かつ明確に定められていることが必要である。

【同左】

(7) 【同左】

協会の目的に照らして、法第20条第4項において、協会が個々の業務を行うに当たって営利を目的とすることを禁じていることを踏まえ、協会のインターネット活用業務についても、営利を目的とするものでないことが必要である。

(8) 【同左】

営業活動について、受信料の契約収納活動と一体で行わない等、公正かつ適正な方法により行われることが明確に定められていることが必要である。

2 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第21条の2第2項第2号関係）

（1） 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

実施基準において、以下の事項について具体的に記載されていなければならない。

イ 実施する業務の種類（2号業務/3号業務の別、受信料財源業務/有料業務の別）

（イ） 2号業務と3号業務の別

任意的配信業務の実施に当たっては、外部事業者が関与することが想定されるが、2号業務と3号業務とでは適用される規律が異なることから、どちらの業務であるかを明確にする必要がある。

2号業務は「放送した放送番組の配信を行うこと」であり、3号業務は「放送番組等を、配信の事業を行う者に提供すること」とされている。したがって、2号業務は、協会が放送番組の一般の利用者に対する提供主体であるもの、具体的には、①一般の利用者に提供する放送番組及び②当該放送番組の提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定しているものである。

そのため、2号業務については、業務の実施方法として、以下の事項が適正かつ明確に定められることが必要である。

① 協会と外部事業者との契約において、一般の利用者に提

【同左】

2 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第13項第2号関係）

（1） 【同左】

【同左】

イ 【同左】

（イ） 【同左】

インターネット活用業務の実施に当たっては、外部事業者が関与することが想定されるが、2号業務と3号業務とでは適用される規律が異なることから、どちらの業務であるかを明確にする必要がある。

2号業務は「放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること」であり、3号業務は「放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供すること」とされている。したがって、2号業務は、協会が放送番組等の一般の利用者に対する提供主体であるもの、具体的には、①一般の利用者に提供する放送番組等及び②当該放送番組等の提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定しているものである。

そのため、2号業務については、業務の実施方法として、以下の事項が適正かつ明確に定められることが必要である。

① 協会と外部事業者との契約において、一般の利用者に提

供する放送番組及び当該放送番組の提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定することを明確にするとともに、両者の責任の分界を明確にすること。

- ② 利用者に対し、協会が放送番組の提供主体であり、放送番組の提供について協会が定める料金その他の提供条件が適用されることを明らかにすること。

(ロ) 受信料財源業務と有料業務の別

受信料財源業務と有料業務について、それぞれの業務の内容等が適正かつ明確に定められていることが必要である。また、同一の業務を受信契約者に対しては受信料財源業務として、それ以外の者に対しては有料業務として提供する場合など、受信料財源業務と有料業務の双方で行う場合には、その業務の内容、実施方法、提供条件等が適正かつ明確に定められていることが必要である。

- ロ 実施する業務の内容（提供する情報の内容、放送前の放送番組/放送中の放送番組/放送した放送番組の配信の別、国内放送/国際放送の別、テレビ放送/ラジオ放送の別等）

ハ 実施する業務の実施方法

任意的配信業務の実施方法について、他の審査項目で定めることを求められているものを含め、以下の事項が、任意的配信業務の種類・内容ごとに適正かつ明確に定められていることが必要である。なお、個別のサービスごとに実施方法が異なる場合は、当該個別サービスごとに適正かつ明確に定められていることが必要である。

- ① サービスの提供期間及び時間に関する事項
② サービスの提供区域に関する事項

【削除】

供する放送番組等及び当該放送番組等の提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定することを明確にするとともに、両者の責任の分界を明確にすること。

- ② 【同左】

(ロ) 【同左】

【同左】

- ロ 【同左】

ハ 【同左】

インターネット活用業務の実施方法について、他の審査項目で定めることを求められているものを含め、以下の事項が、インターネット活用業務の種類・内容ごとに適正かつ明確に定められていることが必要である。なお、個別のサービスごとに実施方法が異なる場合は、当該個別サービスごとに適正かつ明確に定められていることが必要である。

- ① 【同左】
② 【同左】

地域制限（特定の放送番組等について特定の地域の利用者のみ視聴を可能とする措置）を行う場合には、対象となるサービス、当該地域の区分・範囲、当該措置をとるための手法

- ③ 災害その他の事由により電気通信設備に障害が生じた場合のサービスの提供に関する事項
- ④ 画質・音質その他の品質に関する事項
- ⑤ 対応端末やブラウザ等サービスの利用に必要な機器・ソフトウェア等の満たすべき要件（第4 6（5）参照）
- ⑥ 受信契約者にとって不公平にならないための2号受信料財源業務に関する提供条件を適切に適用するための措置に関する事項（第4 3参照）

【削る】

【削る】

- ⑦ 協会と外部事業者及び協会と利用者の関係に関する事項（第4 2（1）イ（イ）参照）
- ⑧ 外部事業者に関する事項（第4 1（3）参照）
- ⑨ 3号対象事業者への放送番組等の提供に関する事項
3号業務の実施に当たっては、3号対象事業者に対し提供する放送番組等の範囲、提供の条件といった3号対象事業者への放送番組等の提供に関する事項が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である。
- ⑩ 任意的配信業務の実施に関する組織・設備等に関する事項
- ⑪ 個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項（第4 6（3）参照）
- ⑫ 放送番組等の提供が法定の範囲内で実施されることを確保することに関する事項（第4 2（2）ロ参照）

が適正かつ明確に定められていることが必要である。

③ 【同左】

④ 【同左】

⑤ 【同左】

⑥ 【同左】

⑦ 地方向けの放送番組の提供に関する事項（第4 1（5）参照）

⑧ 他の放送事業者との協力に関する事項（第4 1（6）参照）

⑨ 【同左】

⑩ 【同左】

⑪ 3号対象事業者への放送番組等の提供に関する事項
3号業務の実施に当たっては、3号対象事業者に対し提供する放送番組等の範囲、提供の条件といった3号対象事業者への放送番組等の提供に関する事項が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である。

⑫ インターネット活用業務の実施に関する組織・設備等に関する事項

⑬ 【同左】

⑭ 協会が放送した又は放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解

⑬ 周知・広報活動に関する事項

⑭ その他（ドメイン名に関する事項等）

- (2) 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること
任意的配信業務として実施する業務の対象が、法第20条第2項第2号及び第3号で定められている範囲に収まるものとなっていないなければならない。

イ 放送する又は放送した放送番組

以下のものは任意的配信業務として提供することができる。

【2号業務】

- ・ 協会が放送した放送番組（放送の日から法第20条第1項第4号の総務省令で定める期間が経過したものに限る。）

【3号業務】

- ・ 協会が放送する前の放送番組（協会が放送することが確定している番組）
- ・ 協会が放送中の放送番組
- ・ 協会が放送した放送番組

他方で、協会が放送する予定のない放送番組は任意的配信業務として提供することができない。

ロ 編集上必要な資料

協会が放送する又は放送した放送番組の編集上必要な資料は、協会が放送番組を編集するために制作した素材や、協会から放送番組の提供を受けた者がそれを放送等するときに必

の増進に資する情報（以下「理解増進情報」という。）の提供が法定の範囲内で実施されることを確保することに関する事項（第4 2（2）ロ参照）

⑮ 【同左】

⑯ 【同左】

(2) 【同左】

インターネット活用業務の対象が、法第20条第2項第2号及び第3号で定められている「協会が放送した又は放送する放送番組」及び「その編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報」の範囲に収まるものとなっていないなければならない。

イ 放送した又は放送する放送番組

以下のものはインターネット活用業務として提供することができる。

- ・ 協会が放送する前の放送番組（協会が放送することが確定している番組）
- ・ 協会が放送中の放送番組
- ・ 協会が放送した放送番組

他方で、協会が放送する予定のない放送番組はインターネット活用業務として提供することができない。

ロ 理解増進情報

編集上必要な資料を始め、放送番組の制作過程で入手される情報であり、放送番組に対する理解の増進に資する補助的な情報についても、インターネットを通じた提供が可能であ

要になる資料等をいい、3号業務として配信の事業を行う者に提供が可能である。

ハ これらを編集したもの

協会が放送する若しくは放送した放送番組の編集上必要な資料について、取捨選択し、再構成し、組み合わせる等して制作したものをいい、3号業務として配信の事業を行う者に提供が可能である。

3 業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備を設置した者又は特定必要的配信の受信を開始した者について、法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第21条の2第2項第3号関係）

第3の3で述べたとおり、任意的配信業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

る。他方、あくまで放送番組として特定される内容の理解補助として、「協会が放送した又は放送する放送番組」に関連付けられた補助的な情報の範囲に限られるものであり、以下のものについてはインターネット活用業務として提供することができない。

- ・ 放送番組が特定されない情報
- ・ 放送番組は特定されるものの、当該番組に対する理解の増進に資するものとはいえない情報

また、提供した理解増進情報が法定の範囲内にあることを事後的に確認し、その結果を定期的に公表する体制を整備することとするなどの理解増進情報の提供が法定の範囲内で実施されることを確保することに関する事項が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である。

【新設】

3 業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第13項第3号関係）

第3の3で述べたとおり、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

が、例えば、協会の放送番組を視聴できることや特定必要的配信を受信できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の特定受信設備を設置している者及び特定必要的配信の受信を開始している者のいずれにも該当しない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴又は受信できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じる。

したがって、当該業務の種類、内容及び実施方法並びに提供条件が、受信料制度の趣旨との整合性を十分に踏まえたものとなっていることが必要である。また、これを確認するため、当該業務の内容等について適切かつ十分な情報が記載されていることが必要である。

そのため、2号受信料財源業務については、例えば、受信契約者に対しては追加負担なく利用できるようにする一方で、非受信契約者に対しては受信契約者と同等の放送番組を同等の条件で視聴できないようにするなど、受信料制度の趣旨に照らし、受信契約者にとって不公平にならないための具体的な提供条件に関する事項が、適正かつ明確に定められることが必要である。

4 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第21条の2第2項第4号関係）

(1) 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

る事項が、協会の国内テレビ放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の特定受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じる。

したがって、当該業務の種類、内容及び実施方法並びに提供条件が、受信料制度の趣旨との整合性を十分に踏まえたものとなっていることが必要である。また、これを確認するため、当該業務の内容等について適切かつ十分な情報が記載されていることが必要である。

そのため、2号受信料財源業務については、例えば、常時同時配信について、受信契約者に対しては追加負担なく利用できるようにする一方で、非受信契約者に対しては受信契約者と同等の放送番組を同等の条件で視聴できないようにするなど、受信料制度の趣旨に照らし、受信契約者にとって不公平にならないための具体的な提供条件に関する事項が、適正かつ明確に定められることが必要である。

併せて、例えば、利用に際してID・パスワード等により受信契約者であることを適切に認証することや、非受信契約者による不正利用の防止など、このような提供条件を適切に適用するための措置をとることが、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である。

4 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第13項第4号関係）

(1) 【同左】

受信料財源業務については、国内テレビ放送の受信料収入を専ら財源としていることも踏まえ、実施基準において、当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること、また、その上限の根拠が、申請の際に提出される算定根拠の中で、適正かつ明確なものとなっていることが必要である。

(2) 任意的配信業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

任意的配信業務全体の実施に要する費用について、受信料財源を毀損し、本来目的とする放送等の必須業務の円滑な実施に支障を来さないよう、その規模が任意業務として適切な範囲内に収まっていることが必要である。

5 2号業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第21条の2第2項第5号関係）

業務の実施方法や料金その他の提供条件などが、協会の目的や受信料制度の趣旨等に照らして、特定の者を合理的な理由なく有利又は不利に取り扱うものでないことが必要である。

6 2号業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第21条の2第2項第6号関係）

(1) サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

サービスの利用料金の算出方法、サービスの利用に関する契約の締結及び解除の条件、サービスの提供の停止、協会及び利

受信料財源業務については、国内テレビ放送の受信料収入を専ら財源としていることも踏まえ、実施基準において、当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること、また、その上限の根拠が、申請の際に提出される算定根拠の中で、適正かつ明確なものとなっていることが必要である。

受信料財源により常時同時配信等業務を実施する場合についても同様に、その実施に要する費用の上限を設ける場合には、費用の上限が明確に定められていること、また、その上限の根拠が、申請の際に提出される算定根拠の中で、適正かつ明確なものとなっていることが必要である。

(2) インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

インターネット活用業務全体の実施に要する費用について、受信料財源を毀損し、本来目的とする放送等の必須業務の円滑な実施に支障を来さないよう、その規模が任意業務として適切な範囲内に収まっていることが必要である。

5 2号業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第13項第5号関係）

【同左】

6 2号業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第13項第6号関係）

(1) 【同左】

【同左】

用者の責任等に関する考え方が適正かつ明確に定められていることが必要である。

(2) サービスの内容、利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するために必要な措置を講ずるものであること

利用規約を作成する等、サービスの内容、利用条件等を利用者に対してあらかじめ明示するために必要な措置が講ぜられることが必要である。

(3) 任意的配信業務に関する個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項について必要な措置を講ずるものであること

個人情報や非特定視聴履歴（特定の日時において視聴する放送番組を特定することができる情報であって、特定の利用者を識別することができず、かつ、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができない情報をいう。）を含む視聴関連情報等について、個人情報に関する法令やガイドライン、関連する認定個人情報保護団体が定める指針等を遵守することなど、個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められ、必要な措置が講ぜられることが必要である。

(4) 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

利用者がサービスを安心して継続的に利用することができるよう、利用者からの意見・苦情等を迅速かつ適切に取り扱うために必要な措置が講ぜられることが必要である。

(5) サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

利用者の端末機器等について、特定の機器・ソフトウェアに限定されないよう、技術進歩、普及の度合い等を踏まえたオープン

(2) 【同左】

【同左】

(3) インターネット活用業務に関する個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項について必要な措置を講ずるものであること

【同左】

(4) 【同左】

【同左】

(5) 【同左】

【同左】

なものを可能な限り採用するなど、対応端末やブラウザ等サービスの利用に必要な機器・ソフトウェア等の満たすべき要件が、業務の実施方法として、適正かつ明確に定められていることが必要である。

7 施行規則第14条の3で定める実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること

(1) 任意的配信業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

任意的配信業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項について、「利用者からの意見・苦情等への対応」、「外部事業者や民間競合事業者からの意見・苦情等への対応」などを記載しなければならない。

イ 利用者からの意見・苦情等への対応

利用者からの意見や苦情等を適切に受け付け、迅速かつ適切に取り扱うために必要な事項が定められていることが必要である。

ロ 外部事業者や民間競合事業者からの意見・苦情等への対応

外部事業者や民間競合事業者からの意見や苦情等を適切に受け付け、迅速かつ適切に取り扱うために必要な事項が定められていることが必要である。

(2) 経理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

イ 区分経理の実施方法について適正かつ明確に定められていること

任意的配信業務に係る経理について、法第73条第2項及び施行規則第32条第1項の規定に基づき、放送や受信料財源業務等

7 施行規則第12条の2で定める実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること

(1) インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項について、「利用者からの意見・苦情等への対応」、「外部事業者や民間競合事業者からの意見・苦情等への対応」などを記載しなければならない。

イ 【同左】

ロ 【同左】

(2) 【同左】

イ 【同左】

インターネット活用業務に係る経理について、法第73条第2項及び施行規則第32条第1項の規定に基づき、放送や受信料財

に係る経理を整理する「一般勘定」、有料業務に係る経理を整理する「有料任意的配信業務勘定」に区分して整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

このうち、「一般勘定」については、同条第3項の規定に基づき、2号受信料財源業務に係る費用及び3号受信料財源業務に係る費用を、他の業務に係る費用とは区分してそれぞれ適切に整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

また、「有料任意的配信業務勘定」についても、同条第4項の規定に基づき、2号有料業務に係る費用及び3号有料業務に係る費用を区分して適切に整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

□ 費用の整理に関する計算方法については、次の（イ）～（ハ）に掲げる事項を実施計画において定める旨が適正かつ明確に定められていることが必要である。

（イ）費用と業務との対応関係

勘定科目の細目ごとに、当該細目に係る費用と業務との対応関係が適正かつ明確に定められていることが必要である。

（ロ）直課又は配賦の別

任意的配信業務に係る費用を業務ごとに整理する際に、各業務の費用として特定できる費用はそれぞれの業務に直接整理し（直課）、それが困難な場合には、費用を配賦基準によりそれぞれの業務に按分して整理（配賦）することが必要であり、勘定科目の細目ごとに、費用を直課するのか、配賦するのかについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

源業務等に係る経理を整理する「一般勘定」、有料業務に係る経理を整理する「有料インターネット活用業務勘定」に区分して整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

このうち、「一般勘定」については、同条第2項の規定に基づき、常時同時配信等業務に係る費用、2号受信料財源業務に係る費用及び3号受信料財源業務に係る費用を他の業務に係る費用とは区分してそれぞれ適切に整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

また、「有料インターネット活用業務勘定」についても、同条第3項の規定に基づき、2号有料業務に係る費用及び3号有料業務に係る費用を区分して適切に整理することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

□ 【同左】

（イ）【同左】

【同左】

（ロ）【同左】

インターネット活用業務に係る費用を業務ごとに整理する際に、各業務の費用として特定できる費用はそれぞれの業務に直接整理し（直課）、それが困難な場合には、費用を配賦基準によりそれぞれの業務に按分して整理（配賦）することが必要であり、勘定科目の細目ごとに、費用を直課するのか、配賦するのかについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

(ハ) 配賦基準

費用を配賦する場合の配賦基準については、費用の細目ごとに、施行規則別表第2号の2に掲げる配賦基準を具体化したものであることが必要である。

ハ 費用明細表の作成

受信料財源業務は「国内放送番組等配信費」及び「国際放送番組等配信費」について、有料業務は「放送番組等有料配信費」について、上記ロ（イ）で定めた費用と業務との対応関係に従って、上記ロ（ロ）及び（ハ）に基づき費用を直課又は配賦して整理することにより、それぞれ施行規則別表第3号の2及び第3号の3に基づく費用明細表（別添参照）を作成することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。

ニ 任意的配信業務の実施に要する費用の開示方法について適正かつ明確に定められていること

(イ) 事業年度開始前の情報開示（予算における取扱い）

収支予算における任意的配信業務の費用明細について、各事業年度の開始前に作成・公表する実施計画の中で施行規則別表第3号の2及び第3号の3に基づく費用明細表（別添参照）の形式で情報開示することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。また、当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法（勘定科目の細目ごとに、当該細目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び配賦基準を記した一覧表を含む。）を添付することも求められる。

る。

(ハ) 【同左】

【同左】

ハ 【同左】

【同左】

ニ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法について適正かつ明確に定められていること

(イ) 【同左】

収支予算におけるインターネット活用業務の費用明細について、各事業年度の開始前に作成・公表する実施計画の中で施行規則別表第3号の2及び第3号の3に基づく費用明細表（別添参照）の形式で情報開示することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。また、当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法（勘定科目の細目ごとに、当該細目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び配賦基準を記した一覧表を含む。）を添付することも求

(ロ) 事業年度終了後の情報開示（決算における取扱い）

財務諸表における任意的配信業務の費用明細について、各事業年度の終了後に作成・提出・公表する財務諸表の中で施行規則別表第3号の2及び第3号の3に基づく費用明細表（別添参照）の形式で情報開示することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。また、当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法（勘定科目の細目ごとに、当該細目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び配賦基準を記した一覧表を含む。）を財務諸表の説明書（法第74条第1項の規定により財務諸表の一部として作成される説明書をいう。）に記載することも求められる。

ホ 区分経理の実施の適正を確保するための措置について適正かつ明確に定められていること

任意的配信業務に係る費用について、上記ロで定めた費用の整理に関する計算方法に準拠して費用が整理されたことを含め、会計監査人が各年度の財務諸表を監査する旨が明確に定められていることが必要である。

また、任意的配信業務の実施に要する費用を整理する際の整理方法や配賦基準について、それらの適正性を確保するための措置（有識者を交えた検証・見直し、配賦比率の公表等）が適正かつ明確に定められていることが必要である。

ヘ 事業収支差金の取扱いについて適正かつ明確に定められていること（有料業務に適用）

繰越欠損金の取扱いや一般勘定への繰入れ等、有料業務に係る勘定の年度末における事業収支差金の取扱いについて、適正

められる。

(ロ) 【同左】

財務諸表におけるインターネット活用業務の費用明細について、各事業年度の終了後に作成・提出・公表する財務諸表の中で施行規則別表第3号の2及び第3号の3に基づく費用明細表（別添参照）の形式で情報開示することについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。また、当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法（勘定科目の細目ごとに、当該細目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び配賦基準を記した一覧表を含む。）を財務諸表の説明書（法第74条第1項の規定により財務諸表の一部として作成される説明書をいう。）に記載することも求められる。

ホ 【同左】

インターネット活用業務に係る費用について、上記ロで定めた費用の整理に関する計算方法に準拠して費用が整理されたことを含め、会計監査人が各年度の財務諸表を監査する旨が明確に定められていることが必要である。

また、インターネット活用業務の実施に要する費用を整理する際の整理方法や配賦基準について、それらの適正性を確保するための措置（有識者を交えた検証・見直し、配賦比率の公表等）が適正かつ明確に定められていることが必要である。

ヘ 【同左】

【同左】

かつ明確に定められていることが必要である。 (3) <u>法第21条の2第5項の実施計画の実施の状況に関する事項が適正かつ明確に定められていること</u> <u>任意的配信業務</u>が実施基準に則した内容となっていること及び技術・サービス等の変化を踏まえて適切に実施されたことを確認するため、また、当該業務の実施状況（サービスの利用状況に関する情報及び収支実績を含む。）の透明性やPDCAサイクルを効果的に運用することを確保するため、毎事業年度の実施計画の実施状況に関する資料を作成し、公表するとともに、<u>任意的配信業務の実施状況について</u>不断に見直すなどの事項が適正かつ明確に定められていることが必要である。 【削る】 【削る】	(3) <u>法第20条第16項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表</u>に関する事項が適正かつ明確に定められていること <u>インターネット活用業務</u>が実施基準に則した内容となっていること及び技術・サービス等の変化を踏まえて適切に実施されたことを確認するため、また、当該業務の実施状況（サービスの利用状況に関する情報及び収支実績を含む。）の透明性やPDCAサイクルを効果的に運用することを確保するため、<u>有識者から成る評価委員会に関する事項その他のインターネット活用業務の実施状況の評価に関する体制を整備し、毎事業年度の実施計画の実施状況及びその評価に関する資料を作成し、公表するとともに、インターネット活用業務の実施状況の公表及び評価の在り方等について様々な関係者や有識者等の意見等を踏まえて</u>不断に見直すなどの事項が適正かつ明確に定められていることが必要である。 (4) (3) による評価の結果も踏まえた<u>法第20条第20項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項</u> <u>インターネット活用業務に関するPDCAサイクルを効果的に運用することを確保するため、毎事業年度の実施計画の実施の状況の評価の結果も踏まえて、法第20条第20項の規定に基づく少なくとも3年ごとの業務の実施状況の評価及びその結果を踏まえた改善を行うことについて、適正かつ明確に定められていることが必要である。</u>
--	--

第5 実施基準の認可申請（<u>法第21条の2第1項、施行規則第14条の4</u>） 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）	第5 実施基準の認可申請（<u>法第20条第12項、施行規則第12条の3</u>） 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）
--	---

第十四条の四 法第二十一条の二第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。 - 一 定め又は変更しようとする実施基準及びその概要 - 二 定め又は変更しようとする理由 - 三 実施しようとする期日 2 前項の申請書には、<u>任意的配信業務</u>の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。	第十二条の三 法第二十条第十二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。 - 一 定め又は変更しようとする実施基準及びその概要 - 二 定め又は変更しようとする理由 - 三 実施しようとする期日 2 前項の申請書には、<u>インターネット活用業務</u>の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。
法第21条の2第1項の認可を受けようとするときは、申請書に「<u>任意的配信業務</u>の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」として、費用の上限の算定根拠を添付するほか、その他参考となるべき事項を記載した書類として、収支の見通し（有料業務については累積収支の見通しを含む。）を記載した書類を添付することが求められる。	法第20条第12項の認可を受けようとするときは、申請書に「<u>インターネット活用業務</u>の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」として、費用の上限の算定根拠を添付するほか、その他参考となるべき事項を記載した書類として、収支の見通し（有料業務については累積収支の見通しを含む。）を記載した書類を添付することが求められる。
第6 雑則 本ガイドラインについては、社会情勢の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。	第6 【同左】 【同左】
参考条文 ○放送法（昭和25年法律第132号）（抄） 【略】 ○放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）（抄） 【略】	【同左】



総務省

放送法施行規則の一部を改正する 省令案等の概要

令和 6 年 7 月
総務省

省令案等の概要

○ 放送法施行規則の一部を改正する省令案

(1) 見逃し配信の期間

放送番組の同時・見逃し配信の必須業務化に伴い、見逃し配信の期間を規定

(2) 番組関連情報の業務規程

番組関連情報の業務規程の記載事項（業務の種類・内容・実施方法、法定の要件を満たすために講じる措置など）を規定

(3) その他所要の改正

- ① 放送番組の同時・見逃し配信や番組関連情報の配信に要する費用の適正性・透明性を確保するため、収支予算書等における記載事項を規定
- ② 試行的受信における品質制限措置を規定
- ③ 法改正に伴い受信契約の条項に定める事項を規定
- ④ その他規定の整備（法改正に伴う引用条項や用語の整理等）

○ 日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案（日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドラインの改定）

協会のインターネット活用業務に係る規定の改正（用語の規定や条項の移動・削除等）に伴い、所要の改定を行うもの

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・放送法施行規則の一部を改正する省令案
- ・日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案

※ 上記の省令案及びガイドライン案（以下「省令案等」という。）について、改正前の放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）及び改定前のガイドライン（日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン（平成 26 年 11 月策定。以下「現行ガイドライン」といいます。））中の放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の条項は、放送法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 36 号。以下「改正法」といいます。）附則第 1 条第 2 号の規定により改正法の公布の日（令和 6 年 5 月 24 日）から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に施行する予定の改正法第 1 条の規定による改正後の放送法の条項が反映されていることを前提としています。なお、改正法第 1 条の規定による改正後の放送法の条項を踏まえた放送法施行規則の改正及び現行ガイドラインの改定は、別途実施予定です。

2 意見募集の趣旨・目的・背景

令和 6 年 5 月 24 日に公布された「放送法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 36 号）は、公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内で施行することとされています。

今般、この法律の施行に必要となる関係規定の整備を行うため、「放送法施行規則の一部を改正する省令案」、及び「日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案（日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドラインの改定）」を作成しました。

つきましては、これらの案について次のとおり意見募集を行います。

3 資料入手方法

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するほか、e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。また、総務省情報流通行政局放送政策課（総務省 11 階）において閲覧に供するとともに配布します。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）又は（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： housou-hourei_atmark_soumu.go.jp

総務省情報流通行政局放送政策課 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角文字に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省情報流通行政局放送政策課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日及びファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

5 意見提出期間

令和6年7月10日（水）から令和6年8月8日（木）まで（必着）

※郵送による提出の場合、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である省令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局放送政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・ご記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号及び電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である省令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめご了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめご了承ください。

連絡先窓口

総務省情報流通行政局放送政策課

電 話：03-5253-5777

電子メールアドレス：housou-hourei_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「放送法施行規則の一部を改正する省令案」及び「日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

省令案 訓令案	ページ番号	該当箇所	ご意見
放送法施行規則の一部を改正する省令案	○ページ	別表第○号 1（1） ア	

※赤字は記載例